

深浦町小規模事業者持続化補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の雇用、産業等を支える小規模事業者の生産性向上及び持続的発展を図るため、持続的な経営に向けた経営計画に基づく地道な販路開拓等を行う者に対し、予算の範囲内において交付する深浦町小規模事業者持続化補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模事業者 商工会法（昭和35年法律第89号）第2条に規定する商工業者であるものをいう。
- (2) 国の小規模事業者持続化補助金 深浦町商工会の助言を受けて経営計画を作成し、その当該計画に沿って販路開拓等に取り組んでいる小規模事業者を支援する国の補助金をいう。

(補助金の対象となる者)

第3条 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 国の小規模事業者持続化補助金の確定通知を受けた者であること。
- (2) 深浦町暴力団排除条例（平成23年深浦町条例第18号）に定める暴力団と関係していないこと。
- (3) 町内に主たる事業所を有し、かつ、町税等の滞納がないものとする。

(補助金の対象経費等)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、国の小規模事業者持続化補助金の確定通知を受けたものであって、国の小規模事業者持続化補助金の額を除いた自己負担に係る経費とする。

2 補助金の額は、前項で算出した自己負担分の3分の2の額とする。ただし、10万

円を上限とし予算の範囲内で補助するものとする。

- 3 算出された補助金額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付申請は、深浦町小規模事業者持続化補助金交付申請書（様式第 1 号）に必要な添付書類を添えて、町長が定める日までに、郵送その他の町長が定める方法により提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長がやむを得ない事情があると認めたときは、必要な添付書類以外の書類提出で当該書類と同様の事実であることを確認するものとする。

(補助金の交付の決定等)

第 6 条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、補助金の交付又は不交付を決定し、当該申請者に対し、書面により通知するとともに、適当と認めたときは、深浦町小規模事業者持続化補助金交付決定通知書（様式第 2 号）を速やかに申請者へ通知する。

- 2 補助金額の確定通知は、前項の規定による通知をもって代えるものとする。

(実績報告)

第 7 条 補助金の交付に係る実績報告については、第 5 条に規定する交付申請によりなされたものとみなす。

(交付請求)

第 8 条 第 6 条に基づき補助金の決定通知を受けた者は、深浦町小規模事業者持続化補助金交付請求書（様式第 3 号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 9 条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特に町長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を書面により命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。